

(参 考 訳)

2024年7月12日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第3号及びIAS 第36号の修正案）」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損（IFRS 第3号及びIAS 第36号の修正案）」（以下「ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 本コメントレターにおける主なコメントは次のとおりである。

(IFRS 第3号の適用後レビューにおけるのれんの会計処理についての発見事項へのIASBの対応に関する我々の全般的な見解)

3. のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う。
4. のれんの償却を再導入しないとの決定はIFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）の文脈で行われたとされている。この決定により、減損のみのアプローチの枠組みは基本的に維持されており、減損テストにおけるシールドディング効果の課題は残り続け、のれんに係る費用認識の遅れが続くこととなる。PIRで識別されたこれらの課題は解消されない。この点、EDでは、減損テストについて一定の有効性の改善が提案されているが、現行の取扱いの明確化に留まり、問題の根本的な解決につながらないと思う。のれんの残高は長年にわたり積み上がり続けてきており、今後、財務諸表の有用性（特に、財政状態計算書の有用性）が低下していく可能性があることを懸念する。こうした中で、我々は引き続きのれんの償却の再導入が必要と考えている。
5. EDのとおり、IASBが現行の減損のみのアプローチを維持するとしても、そのアプローチを採用する基礎となる理屈は堅牢なものである必要があると考える。EDはシナジーについて持続期間の開示を要求することを提案しているが、シナジーは一般的にのれんの典型的な要素の1つであると考えられている中で、この提案は

のれんの耐用年数が、通常は見積可能であることを含意するよう見える。我々は、のれんの償却を再導入しない主な論拠の 1 つがのれんの耐用年数の見積りが困難であることと理解しており、この提案は IFRS 会計基準の現行の要求事項と整合していないように見える。

(企業結合の業績に関する情報の開示)

6. ED では、財務諸表利用者の企業結合に関する強い情報ニーズを踏まえて、企業結合の業績に関する情報の開示を要求することを提案している。そして、当該情報は企業結合の取得価格に関する利用者のより良い理解につながるのと理由から、IASB は財務諸表に注記することを要求できるとしている。

この点、取得価格に関する情報は財務諸表利用者にとって、企業結合取引の収益性を評価する観点などから有用性があり得ることは認識しているものの、我々は、提案される情報を財務諸表外で開示することが相応しいと考える。これは、企業結合の業績に関する情報は、経営者の企業結合への期待をより具体化した目的やその達成の状況であり、事業全体における企業結合の目的や企業結合に対する経営者の期待とセットで提供される方が利用者の理解に役立つと考えられるが、こうした事業全体における企業結合の位置付けや企業結合に対する経営者の期待は、企業の事業戦略の説明の一環として財務諸表外で開示されることが一般的であり、企業活動の理解をより良いものするため取得価格に関する情報もそれに寄せて提供すべきと考えるためである。

(期待されるシナジーに関する定量的情報の開示)

7. 期待されるシナジーに関する定量的情報の開示の提案には反対する。当該提案は、財務諸表利用者の情報ニーズに沿ったものであるが、前項で示した企業結合の業績に関する情報と同様に、経営者の企業結合への期待をより具体化したものであり、企業の事業戦略の説明に寄せて財務諸表外で開示することが相応しいと考える。
8. 個別の質問に対する回答は別紙を参照されたい。

我々のコメントが IASB における今後の審議に貢献することを期待している。ご質問があればご連絡をいただきたい。



川西 安喜

企業会計基準委員会 委員長

(各質問へのコメント)

質問 1—開示：企業結合の業績（IFRS 第 3 号の B67A 項から B67G 項の提案）

IFRS 第 3 号の PIR 及びディスカッション・ペーパーに対する回答において、IASB は次のことを聞いた。

- 利用者は、企業が企業結合に対して支払った価格が合理的であるかどうか及び取得後の企業結合の業績はどうであったかを評価するのに役立つために、企業結合に関するより良い情報を必要としている。特に、利用者は、企業結合の業績を企業が企業結合の発生時に設定した目標に対して評価するのに役立つための情報を必要としていると述べた（BC18 項から BC21 項参照）。
- 財務諸表の作成者は、当該情報を開示することのコストについて懸念している。特に、作成者は、当該情報は商業的機密性が高いので財務諸表における開示を要求すべきではなく、この情報の開示は企業を訴訟リスクの増大に晒す可能性があるとして述べた（BC22 項参照）。

このフィードバックを検討した後に、IASB は IFRS 第 3 号における開示要求の変更を提案している。それらは、IASB の見解では、この情報の開示を企業に要求することの便益とコストとのバランスを適切に取るものである。したがって、IASB は、提案している開示要求は企業結合の業績に関するより有用な情報を合理的なコストで利用者に提供するであろうと見込んでいる。

特に、IASB は企業結合について企業の取得日における主要目的及び関連する目標並びにこれらの主要目的及び関連する目標が満たされつつあるかどうかに関する情報（企業結合の業績に関する情報）を開示するよう企業に要求することを提案している。IASB は、次のことを提案することによって、当該情報の開示に関しての作成者の懸念に対応した。

- この情報を、企業の企業結合の一部（すなわち、戦略的な企業結合）のみについて要求する（質問 2 参照）。
 - 特定の状況において、企業にこの情報の一部の項目の開示を免除する（質問 3 参照）。
- (a) 戦略的な企業結合の業績に関する情報を開示すること（条件付で免除）を企業に要求する IASB の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。回答にあたっては、当該提案が、当該情報を開示することを企業に要求することの便益とコストとのバランスを適切に取っているかどうかを考慮されたい。
- (b) 提案に反対の場合、企業結合の業績に関するより有用な情報を合理的なコストで利用者に提供するために、どのような具体的な変更を提案するか。

(コメント)

1. ED では、財務諸表利用者の強い情報ニーズを踏まえて、企業結合の業績に関する情報の開示を要求することを提案している。そして、当該情報は取得価格に関する利用者のより良い理解につながるものであり、IASB は財務諸表での開示を要求できると主張している。

この点、我々は、取得価格に関する情報は財務諸表利用者にとって企業結合取引の収益性を評価する観点などから有用性があり得ると認識しているが、有用な情報を伝達する手段は財務諸表に限られないと考えており、財務諸表利用者にも有益となる手段で開示することが望ましいと考えている。この考えに基づき、その情報は次の理由から財務諸表外で開示することが相応しいと考える。

- (1) 企業結合の業績に関する情報は、経営者の企業結合への期待をより具体化した目的やその達成の状況であり、事業全体における企業結合の目的や企業結合に対する経営者の期待とセットで提供される方が、有用性があると考えられる。こうした事業全体における企業結合の目的や企業結合に対する経営者の期待は、一般的には、財務諸表外で説明されるものであり、年次報告書における事業の状況やいわゆる経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析（MD&A）と呼ばれるセクションにおける企業の事業戦略の説明の一部とされる。その中では事業の重点分野、成長のための方策、社会課題への対応などの要素が説明され、企業結合が事業活動を進めるうえで果たす役割が説明される。企業結合の業績に関する情報はそうした事業戦略に係る情報とセットで提供される方が、企業活動の理解を深めることに役立つと考えられ、相応しいと考える。
- (2) 識別される主要目的及び関連する目標は経営者の企業結合への期待を反映するものであり、（中立性を含む）表現の忠実性、検証可能性及び比較可能性を考慮して作成される他の財務諸表の注記と性格が異なると考えられる。このため、主要目的及び関連する目標が他の財務諸表の注記の情報と並んで開示されると情報の性格を誤解される恐れがある。
- (3) 主要目的や関連する目標の中には、貨幣的な表現に依らないもの（顧客数の増加、開発力の向上、ノウハウの共有など）が含まれる可能性があるため、財務諸表外での開示の方が馴染むと考える。
- (4) ED の提案は取得価格の情報の提供を基礎として主要目的及び関連する目標が取得時のものとされている。このような取得時の情報は有用であり得る一方、

刻一刻と状況が変わる中で、目的や目標も変わる可能性がある。この点、財務諸表外であれば、取得価格の情報に制約を受けることがないため、取得時の情報だけでなく、状況の変化を反映した追加の情報を提供することが可能となり、より有用な情報を提供することにつながる可能性があると考える。

2. なお、我々の議論の過程では、一部のメンバーから、企業結合の業績に関する情報は財務諸表利用者にとって有用であるため、財務諸表外であっても IASB が対応を図ることが有益であるとの見解が聞かれており、例えば、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の修正、関連する教育的資料の公表、セミナーでの講演等などの対応の可能性が聞かれている。

質問 2—開示：戦略的な企業結合（IFRS 第 3 号の B67C 項の提案）

IASB は、企業結合の業績に関する情報（すなわち、企業結合についての企業の取得日における主要目的及び関連する目標並びにこれらの主要目的及び関連する目標が満たされつつあるかどうかに関する情報）の開示を、戦略的な企業結合（すなわち、重要性がある企業結合の一部）のみについて企業に要求することを提案している。戦略的な企業結合とは、企業の取得日における主要目的のいずれか 1 つを満たせないと、全体的な事業戦略を達成できなくなる深刻なリスクが企業に生じるような企業結合である。

IASB は、企業が戦略的な企業結合を IFRS 第 3 号における 1 組の閾値を用いて識別することを提案しており、これらの閾値のいずれか 1 つを満たした企業結合は戦略的な企業結合と考えられる（閾値アプローチ）（BC56 項から BC73 項参照）。

IASB が提案した閾値の基礎としたのは、IFRS 会計基準における他の要求事項及び企業がより多くの情報の提供又は株主による投票の実施などの追加の手順を行うことを要求される特に重要な取引を規制当局が識別するために用いている閾値であった。提案した閾値は、定量的なもの（BC63 項から BC67 項参照）と定性的なもの（BC68 項から BC70 項参照）の両方がある。

- (a) 閾値アプローチを使用するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 閾値アプローチを使用するという提案に同意する場合、提案している閾値に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような閾値を提案するか、また、その理由は何か。

(コメント)

3. 質問 1 への回答で、企業結合の業績に関する情報は財務諸表外が相応しいと回答している。このため、以下の提案の詳細についてのコメントは、提案に対する我々の全般的なコメントと異なり、当該情報を仮に財務諸表に注記することを要求される場合についてのものであることを断っておく。
4. 「戦略的な企業結合」の定義を設けて開示の対象を一部に限定することに同意する。なお、この定義（「企業の取得日における主要目的のいずれか 1 つを満たせないと、全体的な事業戦略を達成できなくなる深刻なリスクが企業に生じるような企業結合」）は ED の BC54 項に示されているが、IFRS 第 3 号の修正案の本文には含まれていない。この説明は戦略的な企業結合に関する基本的な考え方であり、本文に示すべきと考える。
5. 一方、定量的な閾値の 1 つを満たしただけである企業結合が開示の対象となるような閾値アプローチには同意しない。むしろ、定量的な要因と定性的な要因の両方を用いた組み合わせの評価が必要と考える。

ED で提案される定量的な閾値と戦略的な企業結合の定義との関係については BC55 項に一定の説明はあるが、閾値と定義に含まれる事業戦略との関係は十分に明瞭でない。両者の関係が曖昧なことで、全体的な事業戦略にとって重要性のない企業結合が形式的に開示の対象とされるような弊害が生じる可能性がある（例えば、指標の 1 つである営業利益の変動性が大きく、小さい絶対値が閾値になるケースなど）。定量的な閾値の利用はスクリーニングのコストを低減する利点はあるが、これだけに依拠するべきではない。むしろ定量的な閾値に加えて、定性的な閾値と戦略的な企業結合の定義に含まれる定性的な要因を用いた追加の評価を行うべきと考える。そうした追加的な評価の結果、定量的な閾値を満たしただけで選択されるような一部の企業結合が開示要求から除かれることになると思われる。

質問 3—開示：情報開示の免除（IFRS 第 3 号の B67D 項から B67G 項の提案）

IASB は、本公開草案における提案を適用して要求されることとなる情報の一部の開示について、特定の状況において企業に免除することを提案している。この免除は、商業上の機密及び訴訟リスクに関しての作成者の懸念に対応するように設計されているが、適切な状況でのみ適用されるように強制可能かつ監査可能となるようにも設計されている（BC74 項から BC107 項参照）。

IASB は、原則として、一部の情報を開示することが企業結合についての企業の取得日における主要目的のいずれかの達成を著しく阻害すると見込み得る場合には、企業はその情報を開示することを免除されると提案している（BC79 項から BC89 項参

照)。IASBは、企業が当該免除を適用できる状況を企業、監査人及び規制当局が識別するのに役立つための適用指針も提案した（BC90 項から BC107 項参照）。

- (a) 提案している免除は適切な状況において適用できると考えるか。そう考えない場合、その理由を説明するとともに、これらの懸念により適切に対処するために原則又は適用指針の提案を IASB がどのように修正できるのかを提案されたい。
- (b) 提案している適用指針は、免除の適用を適切な状況のみに制限するのに役立つと考えるか。そう考えない場合、その目的を達成するためにどのような適用指針を提案するのかを説明されたい。

(コメント)

6. 質問 1 への回答で、企業結合の業績に関する情報は財務諸表外が相応しいと回答している。このため、以下の提案の詳細についてのコメントは、提案に対する我々の全般的なコメントと異なり、当該情報を仮に財務諸表に注記する場合についてのものであることを断っておく。
7. 企業結合の業績に関する情報の開示については商業上の機密に関する懸念を強く聞いており、一定の条件で情報開示の免除を認めることに同意する。
8. また、免除が適切な状況で適用されることに同意し、免除が適用される状況が明らかとなるようなガイダンスを IASB が提供することを支持する。
9. ただし、免除を認める条件について、情報を開示することにより企業結合についての主要目的の達成を著しく阻害すると見込み得ることとなるかどうかというリスクに焦点を当てるのは、IASB に寄せられたフィードバックに対応していない可能性があると考え。これに関して BC75 項では、関係者からのフィードバックの一部として、次が紹介されている。
- (a) 目標 — コメント提出者は、企業結合についての目標を開示することは、企業がどのように取引の価格付けをしているのかに関する情報を明らかにする可能性があるとして述べた。企業の競合会社が、将来の取引において企業に競り勝つためにこの情報を利用する可能性がある。コメント提出者は、企業が一連の戦略的にリンクした取得を行っている場合、これが特に問題を生じさせると述べた。
- (b) 原価ベースの目標 — コメント提出者は、原価ベースの目標を開示することは、企業の内部の原価構造を明らかにする可能性があるとして述べた。企業の競合会社が、将来の入札において企業に競り勝つためにこのような情報を利用

する可能性があり、顧客が原価節減の一部を顧客に渡すように求める可能性がある。

- (c) 従業員関連の情報 — コメント提出者は、従業員に関する情報（例えば、余剰人員解雇の情報）を開示することは、従業員の意欲を失わせたり、潜在的な余剰人員解雇に関して従業員又は労働組合に最初に情報を伝えるという一部の法域の法的要求を阻害したりする可能性があるとして述べた。

これらは、既に生じた企業結合ではなく、将来の企業結合、その他の取引及び将来の企業活動において企業が不利になる状況を想定しているものである。ED の提案に照らすと、将来の企業結合やその他の取引等の目的の達成を著しく阻害すると見込まれることは免除の条件とならないと考えられる。したがって、寄せられたフィードバックに対応していない可能性があり、免除を設ける意義が損なわれる可能性があるため、フィードバックに対応できるように免除の条件を見直すべきと考える。

質問 4—開示：開示すべき情報の識別（IFRS 第 3 号の B67A 項から B67B 項の提案）

IASB は、経営幹部によってレビューされている企業の戦略的な企業結合の業績に関する情報（すなわち、戦略的な企業結合についての取得日における主要目的及び関連する目標並びにこれらの主要目的及び関連する目標が満たされつつあるかどうかに関する情報）を開示するよう企業に要求することを提案している（BC110 項から BC114 項参照）。

IASB の提案は、企業の経営幹部が当該企業結合の業績をレビューしている限り、この情報を開示することを企業に要求することとなる（BC115 項から BC120 項参照）。

IASB は、次のことも提案している（BC121 項から BC130 項参照）。

- 企業の経営幹部が、企業結合について取得日における主要目的及び関連する目標が満たされているかどうかについてレビューを開始しておらず、レビューする計画もない場合には、企業はその旨及びレビューをしない理由を開示することを要求される。
- 企業の経営幹部が、企業結合について取得日における主要目的及び関連する目標が満たされているかどうかについて、取得年度後 2 期目の事業年度の終了前にレビューを停止している場合には、企業はその旨及びレビューを停止した理由を開示することを要求される。
- 企業の経営幹部が企業結合について取得日における主要目的及び関連する目標が満たされているかどうかについてレビューを停止したが、当初は主要目的及

び関連する目標の達成を測定するために用いていた指標に関する情報を依然として受けている場合には、企業は取得年度後 2 期目の事業年度の終了までの期間中、その指標に関する情報を開示することを要求される。

- (a) 企業が開示することを要求される情報は、企業の経営幹部がレビューしている情報であるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、戦略的な企業結合の業績に関して開示すべき情報をどのように識別するよう企業に要求することを提案するか。
- (b) 次のことに同意するか。
- (i) 企業は、企業結合の業績に関する情報を、企業の経営幹部が当該情報をレビューしている限り、開示することを要求されるべきである。賛成又は反対の理由は何か。
- (ii) 企業は、企業の経営幹部が戦略的な企業結合についての主要目的及び関連する目標の達成についてのレビューを特定の期間中に開始しないか又は停止する場合には、提案で定めている情報を開示することを要求されるべきである。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

10. 質問 1 への回答で、企業結合の業績に関する情報は財務諸表外が相応しいと回答している。このため、以下の提案の詳細についてのコメントは、提案に対する我々の全般的なコメントと異なり、当該情報を仮に財務諸表に注記する場合についてのものであることを断っておく。
11. 我々は、注記される情報が企業の上級の経営陣がレビューする情報であることは同意する。
12. しかし、経営陣を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義される経営幹部に限定することには同意しない。それぞれの企業において経営陣が果たす役割は様々と考えられるため、経営陣の識別を ED の提案のように IFRS 会計基準の用語を用いて行うよりも、企業に任せる方がよいと考える。経営者には戦略的に重要な企業結合を実施したことの説明責任はあるため、IFRS 会計基準で具体的なレベルを示さないことの弊害が生じる恐れは少ないと考えられる。提案では、開示する主要目的を企業結合の成功に不可欠な目的としており、開示するレベル感もその目的から判断されると考えられる。
13. また、開示を行う期間について、開示の対象となる経営者のレビューの識別も含めて、情報提供を行う期間の判断を経営者に委ねつつ、その判断の説明を求めることがよいと考える。これは、ED のように経営者のレビューの状況に応じた詳細

な提案は、経営者の視点に立った情報を提供するマネジメント・アプローチの趣旨と必ずしも整合していないと考えるためである。

14. 例えば、経営者のレビューが開示の対象となる企業結合に焦点を当てたものから、他の事業部門で行われている予算サイクルのレビューに移行するなど、経営者のレビューの態様が時の経過とともに移行することが考えられる。そのようなレビューの態様の移行に基づき、注記を中止する場合には、レビューの移行の状況を説明し、その後の情報をフォローするのに必要な情報を提供することが考えられる。

質問 5—開示：その他の提案

IASB は、IFRS 第 3 号における開示要求のその他の修正を提案している。これらの提案は、以下に関するものである。

新たな開示目的 (IFRS 第 3 号の第 62A 項の提案)

IASB は、IFRS 第 3 号の第 62A 項の提案において新たな開示目的を追加することを提案している (BC23 項から BC28 項参照)。

取得年度において期待されるシナジーに関する定量的な情報を開示する要求 (IFRS 第 3 号の B64 項(ea) の提案)

IASB は次のことを提案している。

- 期待されるシナジーを区分ごとに記述することを企業に要求する (例えば、収益シナジー、原価シナジー及び他の各種のシナジー)。
- シナジーの各区分について次のことを開示することを企業に要求する。
 - 期待されるシナジーの金額又は金額の範囲の見積り
 - これらのシナジーを達成するためのコスト又はコストの範囲の見積り
 - シナジーから期待される便益が開始すると見込まれる時期及びそれがどのくらい持続するか
- 特定の状況において当該情報の開示を企業に免除する。

BC148 項から BC163 項参照。

企業結合の戦略的根拠 (IFRS 第 3 号の B64 項(d))

IASB は、企業結合の主な理由を開示するという IFRS 第 3 号の B64 項(d)における要求を、企業結合の戦略的根拠を開示するという要求に置き換えることを提案してい

る (BC164 項から BC165 項参照)。

取得した事業の寄与 (IFRS 第 3 号の B64 項(q))

IASB は、取得した事業の寄与に関して利用者が受け取る情報を改善するために、IFRS 第 3 号の B64 項(q)を修正することを提案している (BC166 項から BC177 項参照)。特に、IASB は次のことを提案している。

- 同項において言及している純損益の金額は、営業損益の金額である旨を定める (営業損益は、IASB の基本財務諸表プロジェクトの一環として定義されることとなる)。
- 要求の目的を説明するが、具体的な適用指針は追加しない。
- この情報の作成の基礎は会計方針である旨を定める。

取得した資産及び引き受けた負債のクラス (IFRS 第 3 号の B64 項(i))

IASB は、IFRS 第 3 号の B64 項(i)から「主要な」(major) という用語を削除し、IFRS 第 3 号に付属する設例の IE72 項に年金負債及び財務負債を追加することによって、企業結合で引き受けた年金負債及び財務負債に関して企業が開示する情報を改善することを提案している (BC178 項から BC181 項参照)。

開示要求の削除 (IFRS 第 3 号の B64 項(h)、B67 項(d) (iii)及びB67 項(e))

IASB は IFRS 第 3 号からいくつかの開示要求を削除することを提案している (BC182 項から BC183 項参照)。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

新たな開示目的

15. 質問 1 の回答にも含めたように、我々は、企業結合の業績に関する情報を財務諸表の注記とすることに反対しており、そうした開示を支える目的の追加には同意しない。

シナジーに関する定量的な情報の開示

16. シナジーに関する定量的な情報の開示の提案に反対する。関係者が想定するシナジーには、企業結合で見込まれる定性的な成果も含まれており、また、のれんに関連しないものも含まれている。このため、シナジーとして開示が期待される範囲や内容の説明を設けずに、ED で定量的な情報の開示が提案されたことに関係者の多くが困惑している。我々が当該提案を反対する主な理由は次のとおりである。

- (1) のれんが様々な要素から構成される中で、シナジーだけ詳細な規定を置く理

由が不明である。

- (2) 提案される情報が財務諸表利用者にとって有用となる可能性があることは必ずしも反対しないが、経営者の企業結合への期待を表したものであり、財務諸表外で提供される方が利用者の理解に役立つと考える。この点は企業結合の業績に関する情報について我々が質問 1 でコメントしたものと同様であり、一部の関係者からは、企業結合の取引価格及びのれんの金額自体に紐づく金額とならないとの意見もあった。こうした情報を、(中立性を含む) 忠実な表現や検証可能性、比較可能性を考慮して作成される他の財務諸表の注記と並んで開示されることに違和感があり、情報の性格を誤解されることを懸念する。
- (3) 関係者の多くは、開示要求の対象とされるシナジーについて不明確と考えている。BC159 項ではそうした懸念が紹介されているが、BC160 項では、この用語は幅広く理解されているとして、定義を設けないことが説明されている。しかしながら、関係者が想像するシナジーには、企業結合で見込まれる定性的な成果も含まれており、また、のれんに関連しないものも含まれている。このため、シナジーとして開示が期待される範囲や内容がない ED の提案は実行可能性が担保されず、多様性が生じる可能性がある。

企業結合の戦略的根拠

17. 現行の取扱いを踏襲するものであり、利用者のニーズもあると考えられ、同意する。

取得した事業の寄与

18. 我々は、IASB の基本財務諸表のプロジェクトに対するこれまでの見解（公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメントレターで示した見解など）と同様に、営業損益を残余とする定義に必ずしも同意しておらず、そうした中で、定義された営業損益の小計に基づく情報の提供には必ずしも納得していない。しかしながら、ED の BC170 項(a)で説明されるように、一般的に、純損益よりも営業損益の方が営業業績のトレンドを捉える観点でより望ましいと考える。
19. 取得した事業の寄与に関する情報を提供する場合、ガイダンスが提供されないのであれば、企業が採用した基礎を説明することは必要と考えるが、企業結合を取り巻く事情が様々であること、そして、企業結合を必ずしも頻繁に行うとは限らないことを考えると、会計方針として定めることが実行可能かについては懸念があり、提案の見直しが必要と考える。

取得した資産及び引き受けた負債のクラス

20. 同意する。

開示要求の削除

21. 同意する。

質問 6—減損テストの変更（IAS 第 36 号の第 80 項から第 81 項、第 83 項、第 85 項及び第 134 項(a)）

IFRS 第 3 号の PIR の間に、IASB は、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストは、減損損失の認識が遅すぎる結果となる場合があるという懸念を聞いた。

これらの懸念について IASB が識別した理由のうち 2 つは、次のものであった。

- シールディング
- 経営者の過度の楽観性

IASB は、これらの理由を軽減する可能性のある IAS 第 36 号の修正を提案している（BC192 項から BC193 項参照）。

シールディングを減少させるための提案

IASB は、合理的なコストで著しく有効性が高まるような異なる減損テストを開発することを検討したが、それは実行可能ではないと結論を下した（BC190 項から BC191 項参照）。

その代わりに、IASB は、のれんを資金生成単位の配分する方法を明確化することによってシールディングを減少させるための減損テストの変更（IAS 第 36 号の第 80 項から第 81 項、第 83 項及び第 85 項参照）を提案している（BC194 項から BC201 項参照）。

経営者の過度の楽観性を低減させるための提案

IASB の見解は、経営者の過度の楽観性は、部分的には、IAS 第 36 号の修正よりも、監督者及び監査人が対処する方が適切である。それでも、IASB は、のれんを含んだ資金生成単位又は資金生成単位のグループがどの報告セグメントに含まれているのかを開示することを要求するように IAS 第 36 号を修正することを提案している（IAS 第 36 号の第 134 項(a)参照）。IASB は、この情報は減損テストに用いられた仮定に関するより良い情報を利用者に提供し、したがって企業の仮定が過度に楽観的であるかどうかを利用者がより適切に評価できるようにすると見込んでいる（BC202 項参照）。

(a) シールディングを減少させるための提案に同意するか。賛成又は反対の理由は

何か。

- (b) 経営者の過度の楽観性を低減させるための提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

22. (a)及び(b)について、提案に反対しない。しかし、PIRで主な問題として識別されたのれんに係る費用の認識の遅れの問題を本質的に解消するものでないと考えている。
23. (b)について、「経営者の過度の楽観性」という表現は誤解を招くため、使用を避けるべきと考える。この表現は、経営者の楽観性が合理的な範囲を超えており、提供される財務情報が誤っているとの印象を与える可能性があるためである。経営者の見積りに含まれる楽観性は、通常、作成者の会計基準の遵守、監査人による監査、規制当局の監督等の開示を取り巻く様々な仕組みにより、合理的な範囲に収まっていると考える。

質問 7—減損テストの変更：使用価値（IAS 第 36 号の第 33 項、第 44 項から第 51 項、第 55 項、第 130 項(g)、第 134 項(d) (v)及び A20 項)

IASB は、企業が資産の使用価値をどのように計算するのかを修正することを提案している。特に、IASB は次のことを提案している。

- 使用価値を計算するために用いるキャッシュ・フローに対する制限を削除する。企業は、企業がまだ確約していない将来のリストラクチャリングから生じるキャッシュ・フロー又は資産の性能の改善又は拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることを禁止されなくなる（BC204 項から BC214 項参照）。
 - 使用価値を計算する際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという要求を削除する。その代わりに、企業はキャッシュ・フローと割引率について企業内部で一貫した仮定を用いることを要求されることとなる（BC215 項から BC222 項参照）。
- (a) 企業がまだ確約していない将来のリストラクチャリング又は資産の性能の改善又は拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることに対する制限を削除する提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 使用価値を計算する際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという要求を削除する提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(コメント)

24. (a)について反対しない。簡素化が達成される期待があること、また、使用価値に含めるキャッシュ・フロー予測については、IAS 第 36 号第 33 項において合理的に裏付け可能な仮定に基づくものであるとされており、現行の要求事項で過大な見積りは制約されていると考えているためである。なお、この提案は経営者の楽観性を増大させる可能性のある提案であり、楽観性が減損損失の認識の遅れの 1 つの原因であるとの ED の分析と一貫していないことを指摘しておく。
25. (b)について同意する。税引前と税引後に理屈上の違いがなければ、いずれかに特定する必要はないと考える。

質問 9—経過措置 (IFRS 第 3 号の第 64R 項の提案、IAS 第 36 号の第 1400 項の提案及び子会社基準書の B2 項の提案)

IASB は、IFRS 第 3 号、IAS 第 36 号及び子会社基準書の修正を発効日から将来に向かって比較情報を修正再表示せずに適用するよう企業に要求することを提案している。IASB は初度適用企業に対する具体的な救済措置を提案していない。BC257 項から BC263 項参照。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

(コメント)

26. 同意する。

その他

(コメント)

27. のれんの会計処理について、償却を基礎とするアプローチを支持する立場と減損のみアプローチを支持する立場の両方から、幅広く情報収集を行い、ED の結論に至った IASB のこれまでの検討に敬意を表する。
28. しかし、長年の検討の末、のれんの償却の再導入が提案されなかったことを残念に思う。我々は、引き続き、のれんは企業結合のコストであり、また、減耗する

性質を有することを踏まえ、償却が有用な情報を提供すると考えている。また、PIRで主な問題として識別され、長年にわたって課題とされてきたのれんに係る費用認識の遅れの問題への有効な対応方法であると考えている。特に、減損のみアプローチでは会計単位として取得されたのれんとその後の自己創設のれんを区別しないため、シールディング効果を解消することが困難であるが、償却については取得されたのれんを会計単位とするため、シールディングの問題が起こらない利点があると考えている。

29. ED の BC232 項及び BC233 項では、のれんの償却を再導入しないとの決定は PIR の文脈で行われたとされ、のれんを含んだ CGU の減損テストの枠組みは基本的に維持されている。この結果、減損テストにおけるシールディング効果は残り続け、PIRで識別されたのれんに係る費用認識の遅れの課題は解消されないと考える。この点、ED では、減損テストについて一定の有効性の改善が提案されているが、現行の取扱いの明確化に留まり、根本的な解決につながらないと考える。のれんの残高は長年にわたって積み上がり続けてきており、今後、財務諸表の有用性（特に、財政状態計算書の有用性）が低下していく可能性があることを懸念する。減損テストの改善が見込めない現状では、こうした問題の解決にはのれんの償却の再導入が必要であると引き続き考えている。
30. なお、ED のとおり、IASB が現行の減損のみのアプローチを維持するとしても、そのアプローチを採用する基礎となる理屈は堅牢なものである必要があると考える。ED の B64 項 (ea) ではのれんの代表的な要素であるシナジーについて持続期間の開示を提案しているが、シナジーは一般的にのれんの典型的な要素の 1 つであると考えられている中で、この提案はのれんの耐用年数が、通常は見積可能であることを含意するよう見える。我々は、のれんの償却を再導入しない主な論拠の 1 つがのれんの耐用年数の見積りが困難であることと理解しており、この提案は IFRS 会計基準の現行の要求事項と整合していないように見える。

以 上